

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 1 月 1 日

東急株式会社

株式会社東急レクリエーション

2023年1月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都渋谷区南平台町5番6号
東急株式会社
取締役社長 高橋 和夫

東京都渋谷区桜丘町24番4号
株式会社東急レクリエーション
代表取締役社長 菅野 信三

東急株式会社（以下「東急」といいます。）及び株式会社東急レクリエーション（以下「東急レクリエーション」といいます。）は、2022年9月14日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年1月1日を効力発生日として、東急を株式交換完全親会社、東急レクリエーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年1月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った東急レクリエーションの株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

東急レクリエーションは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2022年12月5日付で、

本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である東急の商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った東急レクリエーションの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

東急は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

東急は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 11 月 2 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である東急レクリエーションの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、東急は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により東急に移転した東急レクリエーションの株式の数は、本株式交換により東急が東急レクリエーションの発行済株式の全部（ただし、東急が所有する東急レクリエーション株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の東急レクリエーションの発行済株式総数から東急が所有する東急レクリエーションの株式の数を除外した 3,259,102 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- （1）東急は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を東急に通知した東急の株主はおりませんでした。
- （2）東急レクリエーションは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 11 月 21 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- （3）東急レクリエーションの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2022 年 12 月 29 日付で上場廃止となりました。
- （4）東急レクリエーションは、2022 年 12 月 15 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 4,336 株のすべてを消却いたしました。
- （5）東急は、本株式交換により、基準時の東急レクリエーションの株主（ただし、東急を除きます。）に対して、その所有する東急レクリエーションの普通株式 1 株につき東急の普通株式 3.60 株の割合をもって、東急の普通株式を割当交付いたしました。なお、東急が割当交付した東急の普通株式の合計は 11,732,767 株であり、そのすべてを東急が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- （6）本株式交換に伴い増加した東急の資本金及び準備金は、以下のとおりです。
 - ① 資本金 : 0 円
 - ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い東急が別途定める額
 - ③ 利益準備金 : 0 円

以上